

届出のお願い

医師・歯科医師・薬剤師の 資格をお持ちの皆さまへ

本年は2年に一度の届出年です。

令和6年12月31日現在の状況をお知らせください。

- 医療機関等にお勤めの方は、オンラインによる届出が可能です。
- オンラインによる届出が困難な場合は、紙の届出票をお近くの保健所へ届出ください。

対象

日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方

※ 現在、就労していない方も含みます。

届出の期限

令和7年1月15日（水）まで



Q & A

Q 届出をしなければいけないのですか？

A 医師・歯科医師・薬剤師の方は、医師法、医師法、薬剤師法により、2年に一度厚生労働大臣に届出をすることが義務づけられています。

Q オンラインによる届出はどのように行うのですか？

A 厚生労働省ホームページから、お勤めの医療機関等から提供される専用のID・PWを用いて届出してください。

Q 届出票が手元にないのですがどこで入手できますか？

A 最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページからダウンロードしてください。

Q この届出はどのようなことに使われていますか？

A 「医師・歯科医師・薬剤師統計」として集計・公表し、医療行政施策において、有効に活用されています。

また、届出票の活用に同意いただけた場合には、各都道府県において医師や薬剤師の確保対策等、歯科医師の適正配置の検討等に活用されています。

なお、2年ごとの届出を行わないと原則「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されません。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

三師届 厚生労働省

検索

